

議案第 1 2 号

旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

旭市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年旭市条例第８７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１９条第１項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。